

県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害（県民生活課） 1
- 自然公園の公園事業の変更（自然保護課） 1
- 肥料の登録の失効（営農支援課） 1
- 区営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 2
- 区営土地改良事業施行の認可（村づくり計画課） 2
- 市営土地改良事業施行の適当の決定・2件（村づくり計画課） 2
- 町営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 3
- 村営土地改良事業施行の適当の決定・3件（村づくり計画課） 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・3件（県民生活課） 4

企業局事項

- 沖縄県企業局エネルギー管理規程 5

告 示

沖縄県告示第662号

平成18年9月16日に石垣市及び八重山郡竹富町の区域内において生じた台風第13号による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県告示第663号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第7条第4項の規定により沖縄海岸国定公園の公園事業の一部を変更した。その概要は、次のとおりである。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 公園事業の名称 真栄田岬園地事業
- 2 公園事業の種類 園地
- 3 事業地 沖縄県国頭郡恩納村字真栄田

沖縄県告示第664号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

登録番号	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		失効年月日
			氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第236号	消石灰(特 号)	アルカリ分90.0	拓南産業株式会社	沖縄県那覇市壺川 3丁目2番地4	平成18年9月1日

沖縄県告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった渡喜仁第1地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成18年10月2日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年10月16日から同年11月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 土地改良事業を行う者の名称 宮良川土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 新川地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成18年10月2日

沖縄県告示第667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮古島市長から協議のあったピサタ地区土地改良事業（区画整理）の施行について、平成18年10月2日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年10月16日から同年11月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮古島市長から協議のあった大野地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成18年10月2日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年10月16日から同年11月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、本部町長から協議のあった恩納地区土地改良事業（農用地保全）の施行について、平成18年10月2日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年10月16日から同年11月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 本部町役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、北大東村長から協議のあった上北振第2地区土地改良事業（農用地保全・区画整理）の施行について、平成18年10月2日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年10月16日から同年11月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 北大東村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第671号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、伊江村長から協議のあった渡り地地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成18年10月2日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年10月16日から同年11月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊江村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、中城村長から協議のあった南浜地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成18年10月2日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年10月16日から同年11月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 中城村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成18年11月20日まで縦覧に供する。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 申請のあった年月日 平成18年9月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄スポーツ支援会
- 3 代表者の氏名 平良幸治
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里平良町2丁目67番地平良町自治会館内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県民に対して、スポーツ振興・社会福祉・青少年健全教育に関する事業を行い、県民が気軽にインターネットを利用して、スポーツ施設の空き情報がわかり、スポーツするきっかけづくりを提供する事で、継続したスポーツ習慣をつける。地域交流、健康増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成18年11月13日まで縦覧に供する。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 申請のあった年月日 平成18年9月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フレンズハウス
- 3 代表者の氏名 城間安秀
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市字与儀1025番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいをもつ人、もたない人、すべての人が地域で共に暮らし日常生活を普通に送ることができるように支援を行い、豊かな人間づくりと地域社会づくりに取り組むことによって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成18年11月15日まで縦覧に供する。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 申請のあった年月日 平成18年9月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人奥間川流域保護基金
- 3 代表者の氏名 伊波義安
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市泊1丁目23番地の9
- 5 定款に記載された目的 この法人は、人類が自然生態系の一部であることを自覚し、生態系を破壊することを容認しない立場に立って、奥間川流域のナショナルトラスト運動に関する事業を行ない、以て自然保護に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成18年11月22日まで縦覧に供する。

平成18年10月13日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 申請のあった年月日 平成18年9月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人宮古地区手をつなぐ育成会
- 3 代表者の氏名 山里秀夫
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市平良字下里846番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は身体、知的、精神に障害を持つ人たちが地域社会で自立した生活をするために必要なサービスを提供し、かつ生活上の困難を克服していくための支援をするため、障害者の社会参加の促進と地域生活支援事業の実施、生活・就労支援とグループホーム事業の運営、障害者福祉活動への啓発活動と障害者の権利の擁護等を目的とする。

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第6号

沖縄県企業局エネルギー管理規程を次のように定める。

平成18年10月13日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 仲 田 輝 享

沖縄県企業局エネルギー管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）に基づき、沖縄県企業局（以下「局」という。）におけるエネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に推進するため、エネルギーの管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エネルギー 法第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) エネルギー管理指定工場 法第7条第1項の規定により第一種エネルギー管理指定工場として指定された局の施設及び法第17条第1項の規定により第二種エネルギー管理指定工場として指定された局の施設をいう。

(エネルギー管理組織等)

第3条 エネルギー管理に関する組織及び分掌事務は、別図及び別表のとおりとする。

(エネルギー管理総括責任者)

第4条 局のエネルギー管理業務を統括管理するため、エネルギー管理総括責任者を置く。

- 2 エネルギー管理総括責任者は、技術担当の次長の職にある者をもって充てる。

(エネルギー管理責任者)

第5条 各浄水管理事務所にエネルギー管理責任者を置く。

- 2 エネルギー管理責任者は、当該浄水管理事務所の長の職にある者をもって充てる。
- 3 エネルギー管理責任者は、当該浄水管理事務所におけるエネルギー管理業務を統括する。

(エネルギー管理指導員)

第6条 各浄水管理事務所にエネルギー管理指導員を置く。

- 2 エネルギー管理指導員は、エネルギー管理責任者が法第9条第1項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けた当該浄水管理事務所に所属する職員のうちから選任するものとする。ただし、必要があると認めるときは、エネルギー管理責任者は、当該免状の交付を受けた者以外の者のうちから選任することができる。
- 3 エネルギー管理指導員は、エネルギー管理責任者の指揮を受け、当該浄水管理事務所が所管する局の施設のエネルギー管理に関し必要な業務を行う。

(エネルギー管理員)

第7条 各エネルギー管理指定工場に法第13条第1項に規定するエネルギー管理員を置く。

- 2 エネルギー管理員は、エネルギー管理責任者が当該浄水管理事務所に所属する職員のうちから選任するものとする。
- 3 エネルギー管理員は、エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等の業務を管理する。
- 4 エネルギー管理員は、エネルギー管理指導員と兼ねることができない。

(職員の責務)

第8条 局の職員は、エネルギー管理総括責任者、エネルギー管理責任者、エネルギー管理指導員及びエネルギー管理員の講ずる措置に従い、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(推進中央会議等の設置)

第9条 エネルギー管理業務を円滑に行うため、局に省エネルギー推進中央会議（以下「推進中央会議」という。）を、各浄水管理事務所に省エネルギー推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第10条 推進中央会議は、エネルギー管理総括責任者、エネルギー管理責任者、エネルギー管理指導員及び配水管理課長並びにエネルギー管理総括責任者が指名した者をもって構成する。

- 2 推進会議は、エネルギー管理責任者、エネルギー管理指導員、エネルギー管理員及び沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程（平成4年沖縄県企業局管理規程第1号）第2条第1項第2号に規定する主任技術者並びにエネルギー管理責任者が指名した者をもって構成する。

(議長)

第11条 推進中央会議及び推進会議に、それぞれ議長を置く。

- 2 議長は、推進中央会議にあつてはエネルギー管理総括責任者を、推進会議にあつてはエネルギー管理責任者をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第12条 推進中央会議及び推進会議は、議長が必要と認めるときに招集する。

(庶務)

第13条 推進中央会議の庶務は配水管理課において、推進会議の庶務は当該浄水管理事務所の庶務課において処理する。

(運営方法)

第14条 第9条から前条までに定めるもののほか、推進中央会議の運営に関し必要な事項は推進中央会議において、推進会議の運営に関し必要な事項は推進会議において定める。

(エネルギー管理方針等)

第15条 沖縄県公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、局のエネルギーの使用の合理化を推進するため、エネルギー管理方針及び省エネルギー目標を別に定める。

- 2 エネルギー管理方針及び省エネルギー目標の策定に当たっては、沖縄県企業局経営健全化推進委員会の審議を経て行うものとする。

(エネルギー管理標準)

第16条 エネルギー管理責任者は、所管する施設におけるエネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び

点検その他の項目に関し、エネルギー管理標準を別に定める。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、エネルギーの管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(規程の改正)

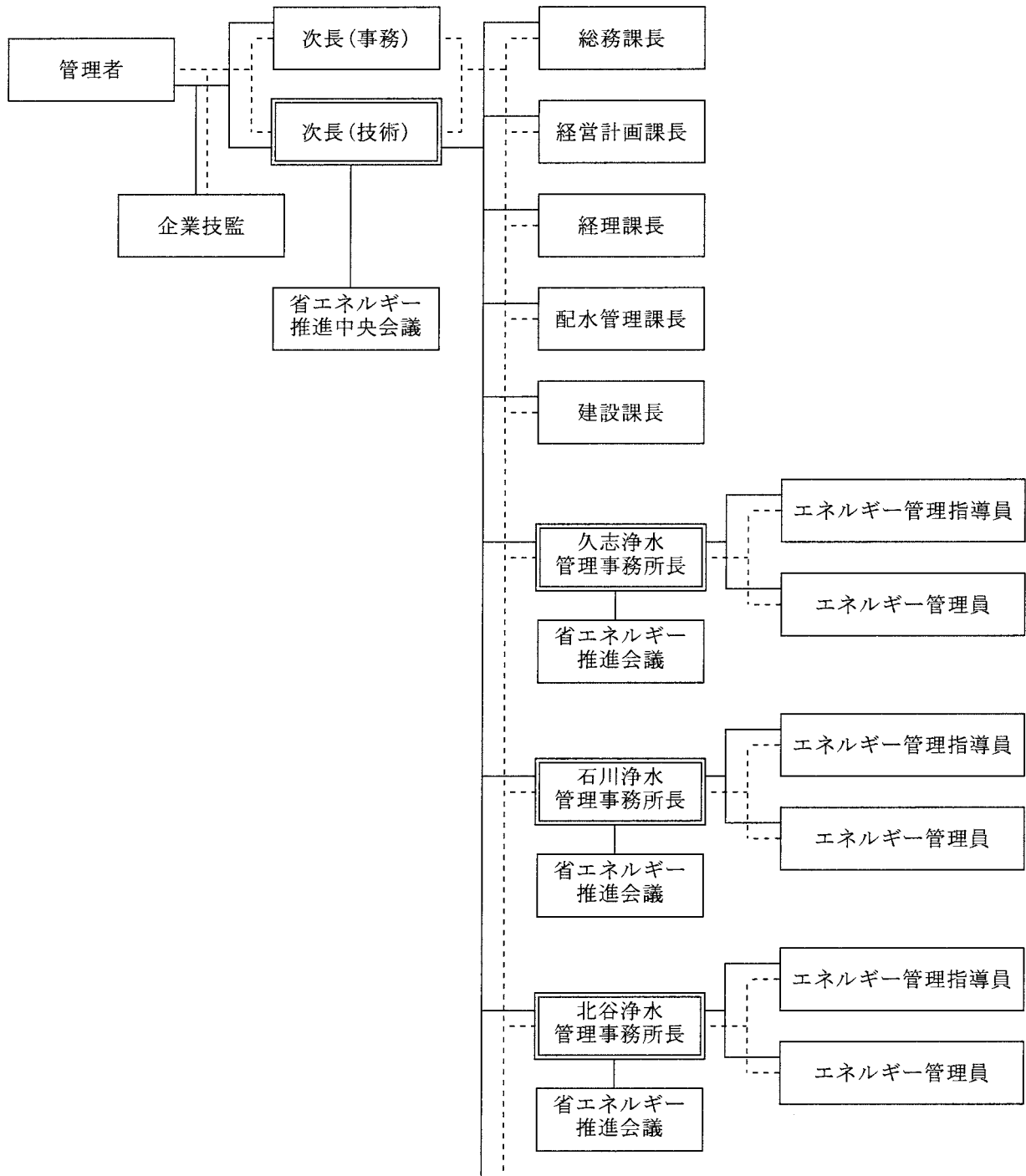
第18条 この規程の改正に当たっては、エネルギー管理指導員及びエネルギー管理員の参画のもとにこれを立案するものとする。

附 則

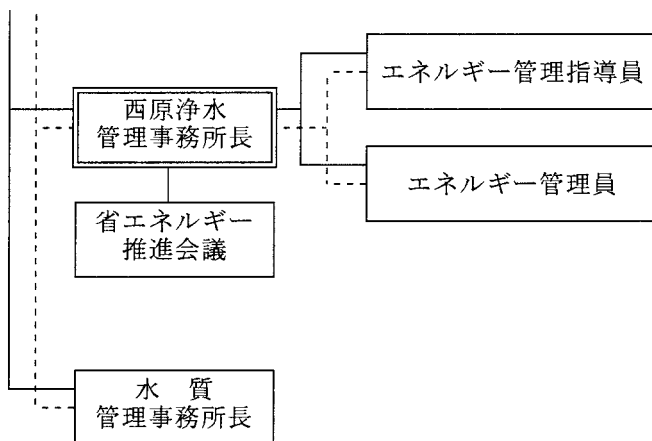
この規程は、平成18年10月13日から施行する。

別図 (第3条関係)

沖縄県企業局エネルギー管理組織図



- 凡 例
- 1 ——— エネルギー管理に係る指揮命令系統
 - 2 - - - - 一般職制系統
 - 3 エネルギー管理総括責任者及びエネルギー管理責任者



別表（第3条関係）

分掌事務	
総務課	1 組織、定員及び職務権限に関すること。 2 職員の研修に関すること。 3 管理規程等の審査に関すること。 4 管理規程等の公布及び例規類の編さん発行に関すること。
経営計画課	水道施設及び工業用水道施設の基本計画時における省エネルギー措置に関すること。
配水管理課	1 国への報告等のとりまとめに関すること。 2 浄水管理事務所との連絡調整に関すること。 3 建築物を含む水道施設の改良時及び工業用水道施設の建設時における省エネルギー措置に関すること。 4 エネルギー管理に関する事務の総括に関すること。 5 局のエネルギー管理方針及び省エネルギー目標の策定に関すること。 6 省エネルギー推進中央会議の庶務に関すること。
建設課	建築物を含む水道施設の建設時における省エネルギー措置に関すること。
久志浄水管理事務所 石川浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所 西原浄水管理事務所	1 所管する施設のエネルギー管理に関すること。 2 エネルギー管理指導員の選任、解任に関すること。 3 エネルギー管理員の選任、解任に関すること。 4 所管するエネルギー管理指定工場に関する国への報告書等の作成に関すること。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--